

平成30年度三木町農業委員会
3月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成30年度三木町農業委員会
3月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 平成31年3月25日
(会議時間) 13:30～14:30
(開催場所) 三木町防災センター第1研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数19名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆
5番	川田 正憲	15番	鎌倉 博之
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫		

(事務局)

1. 山地修事務局長(欠席)
2. 脇和彦課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 松本裕司係長
5. 稲田貴之主任主事
6. 大西浩之係長

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による買受適格証明願について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 農業経営改善計画認定申請について

(4) 青年等就農計画認定申請について

事務局

それでは、3月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等5件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中19名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、川田委員と香川委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が5件と報告案件が2件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告、農業経営改善計画認定申請、青年等就農計画認定申請についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：氷上字熊山 2筆 1,411㎡
地目：田2筆
譲渡理由：相手方の要望
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号2 申請地：井戸字西土居 1筆 257㎡
地目：田1筆
譲渡理由：自作地相互の交換
譲受理由：自作地相互の交換
権利：所有権移転贈与

番号1について、経営規模の拡大のための所有権移転売買になります。下限面積要件等問題がありませんでした。

番号2について、お互いの所有地の交換になります。下限面積要件等問題がありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

3番委員

番号1については、場所は東中川になります。経営規模拡大ということで申請が出ています。

1番委員

番号2について、隣の水路を挟んで右左にあり、交換したほうが耕作しやすいということです。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問がありましたらお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第3条の規定による買受適格証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について

番号1 申請地：池戸字四角寺 5筆 2, 532㎡

地 目：田5筆

区 分：公売

開札期日：平成31年5月10日

番号1については、高松国税局の担保となっています。公売に参加するための買受適格証明願を申請するものです。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

18番委員

番号1については、香蓮寺にある土地になります。所有者が何年か前に亡くなり、その後不具合が生じて、公売にかけるという形になっています。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第2号農地法第3条の規定による買受適格証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字大塚 1筆 1, 126㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：太陽光発電設備
権利の種類：所有権移転売買

番号2 申請地：朝倉字西吉谷 1筆 383㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：仮設道路
権利の種類：使用貸借権設定
一時転用 平成31年8月30日まで

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、公共工事に伴う仮設道路を一時転用で申請するものです。転用期間が平成31年8月31日までとなっています。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告お願いします。

8番委員

それでは、現地調査の報告を行います。3月分の農地法関連の申請について去る、平成31年3月15日(金)の午前9時から5条申請2件につきまして、高尾職務代理者、松田委員、香川委員(当番委員)、事務局2名の合計5名、及び担当地区の農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その結果、特に問題はありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

12番委員

5条申請番号1ですが、太陽光発電ということで、譲受人は町外の方ですが、特に問題はありません。

10番委員

5条申請番号2ですが、特に問題はありません。

会長

どうもありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が15件、再設定が16件で合計31件になります。総設
定面積は83,702㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条
第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は13件で、総設定面積39,384㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法18条第6項解約通知について

番号1 申請地：田中字尾端 1, 103㎡

地目：田2筆

解約日：平成30年11月30日

解約理由：労力不足

番号2 申請地：下高岡字鳥打 570㎡

地目：田3筆

解約日：平成30年10月1日

解 約 理 由：本人耕作

番号3 申 請 地：井戸字中井戸 1, 520 m²
地 目：田2筆
解 約 日：平成31年2月26日
解 約 理 由：売買のため

番号4 申 請 地：下高岡字正一 817 m²
地 目：田4筆
解 約 日：平成31年3月6日
解 約 理 由：転用のため

番号1について、労力不足のため解約するものです。

番号2について、本人耕作のため解約するものです。

番号3について、売買のため解約するものです。

番号4について、転用のため解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第2号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、使用貸借返還通知について

番号1 申 請 地：池戸 7, 814 m²
地 目：田7筆
解 約 日：平成31年2月12日
解 約 理 由：借り手の変更

番号2 申 請 地：氷上 2, 282 m²
地 目：田3筆、畑1筆
解 約 日：平成31年3月13日
解 約 理 由：病気等で労力不足

番号1について、農地機構を通じて担い手と貸し借りをするため、解約するものです。

番号2について、病気等で労力不足のため、解約をするものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

18番委員

番号1について、現在の貸人借人の関係は親子関係ですか。

事務局

親子関係です。経営移譲を行って農業者年金をもらっていた形ですが、このたび耕作ができなくなり、農地機構に貸し出すため解約を行ったものです。

会長

他に何かありますか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、続きまして、農業経営改善計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

農業経営改善計画認定申請について説明します。三木町農業経営基盤強化促進基本構想に基づいて、三木町では他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得、主たる従事者1人あたり370万円程度、年間の労働時間を2,000時間程度を目標にしています。平成31年2月5日に認定申請1経営体の方と農業経営改善計画作成相談会を実施しました。当日、認定申請者ご自身の意思による5年後、平成36年の目標である経営改善計画を基に、香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言、指導を交え、三木町農業経営基盤強化促進基本構想との整合性を図りながら、農業経営改善計画を作成したものです。また、1経営体、更新辞退の相談を受けております。これにより、本町全体の認定農業者数は85経営体となる見込みです。三木町農業改善計画認定要領第5

条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。どなたも農業経営に意欲的な方でありました。どうぞよろしくお願いします。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

18番委員

この方は以前定年まで兼業で続けていくという予定だった気がしますが。

事務局

お勤めされながら、集落営農という形で麦を作っていましたが、集落営農の法人化期限を3月に迎える予定で、麦の補助金が出ないという状況下にあります。そうする中、本人から3月末で仕事を辞め、認定を受けたいという相談があり、申請に至っています。

18番委員

お勤めされながら、認定を受けたいということではなくなったということですか。

事務局

はい、当初は東讃農業改良普及センターと農業経営課とも相談して、お勤めをしながら認定を受けるケースを想定しており、定年前の1年前からなら認定をしているケースがあるので、確実に辞めるということが、本人から確認が取れて認定を受けているケースがないこともないということで、いろいろ相談しておりましたが、このたび、辞めたということです。

6番委員

本人から、去年の秋ごろに相談があり、いろいろ悩んでおられました。しかし、本腰をいれ田んぼをするということでしたので、後押しをしました。よろしくお願いします。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、農業経営改善計画認定申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、青年等就農計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

これまで、香川県が行っていた認定就農者制度については、平成26年9月の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、三木町が認定することになり、これに合わせて平成26年10月8日に三木町認定新規就農者認定要領の制定を行っております、なお、今回につきましては、平成31年3月1日に変更1件の青年等就農計画認定申請がありましたので、同要領第5条第1項及び第2項に基づき、農業委員会の意見を伺いたいと思います。また、同要領第5条第4項に基づく、香川県東讃農業改良普及センター、香川県農業協同組合については、既にご意見をいただいております。どうぞよろしくをお願いします。

(資料読み上げ)

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、青年等就農計画認定申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成31年3月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____